

熊本県公報

号外 第 3 9 号
平成 27 年 7 月 31 日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

○ 特定計量器定期検査の実施…………… (産業支援課) 1

告 示

熊本県告示第 6 9 2 号の 2

計量法(平成 4 年法律第 5 1 号)第 1 9 条第 1 項の規定により特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第 2 1 条第 2 項の規定により公示する。
平成 2 7 年 7 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 対象となる特定計量器
非自動はかり(計量法施行令(平成 5 年政令第 3 2 9 号)第 5 条第 1 号又は第 2 号に掲げるものを除く。)、分銅及びおもり
- 2 検査区域
阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村及び西原村
- 3 検査日等
(1) 集合検査

検査日	検査受付時間	検査場所
平成 2 7 年 9 月 1 日	午前 1 0 時から午後 3 時まで	J A 阿蘇黒川支所第二倉庫
平成 2 7 年 9 月 2 日	午前 1 0 時から正午まで	J A 阿蘇永水支所
平成 2 7 年 9 月 2 日	午後 1 時 3 0 分から午後 3 時まで	J A 阿蘇山田支所
平成 2 7 年 9 月 3 日	午前 1 0 時から午後 3 時まで	農村環境改善センター
平成 2 7 年 9 月 4 日	午前 1 0 時から午後 3 時まで	一の宮体育館
平成 2 7 年 9 月 7 日	午前 1 0 時 3 0 分から正午まで	阿蘇市波野支所
平成 2 7 年 9 月 7 日	午後 1 時 3 0 分から午後 3 時まで	産山村役場
平成 2 7 年 9 月 8 日	午前 1 1 時から正午まで	杖立多目的広場
平成 2 7 年 9 月 8 日	午後 1 時 3 0 分から午後 3 時まで	旧北里小学校
平成 2 7 年 9 月 9 日	午前 1 0 時から午後 2 時まで	小国町役場
平成 2 7 年 9 月 9 日	午後 2 時 2 0 分から午後 3 時まで	小国公立病院
平成 2 7 年 9 月 1 0 日	午前 1 0 時から午前 1 1 時 3 0 分まで	南小国町自然休養管理センター
平成 2 7 年 9 月 1 0 日	午後 1 時から午後 3 時まで	りんどうヶ丘小学校
平成 2 7 年 9 月 1 1 日	午前 1 0 時から午後 2 時 3 0 分まで	高森町草部出張所
平成 2 7 年 9 月 1 4 日	午前 1 0 時 3 0 分から午後 3 時まで	高森町高森総合センター
平成 2 7 年 9 月 1 5 日	午前 1 0 時から午前 1 1 時 3 0 分まで	南阿蘇村久木野総合センター
平成 2 7 年 9 月 1 5 日	午後 1 時から午後 3 時まで	J A 阿蘇長陽中央支所
平成 2 7 年 9 月 1 6 日	午前 1 0 時から午後 3 時まで	南阿蘇村白水庁舎
平成 2 7 年 9 月 1 7 日	午前 1 0 時から午後 3 時まで	西原村役場

(2) 所在場所検査

- ア 検査日 平成27年9月1日から平成27年9月9日までのいずれかの日
 - イ 検査場所 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号から第5号までのいずれかに該当する特定計量器の所在の場所
- 4 検査を実施する指定定期検査機関の名称
一般社団法人熊本県計量協会